

**佐倉市立佐倉東中学校
いじめ防止基本方針**

**令和5年4月1日改定
佐倉市立佐倉東中学校**

1. はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要です。

いじめから一人でも多くの子どもを救うためには、子どもを取り囲む大人一人ひとりが、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持つことが大切です。それぞれの役割と責任を自覚し、心豊かで安全・安心な社会をつくるために、学校を含めた社会全体が課題意識を持って子どもの手本となる言動をとり、いじめが起きてしまった際には、真摯に対峙することも大切になります。

いじめは、全ての生徒に関係する問題です。いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければなりません。

佐倉東中学校では、いじめ防止対策推進法を遵守し、学校、保護者、地域が一体となって、連携を取り合い「いじめ」のない学校づくりに邁進する所存です。また、万一、「いじめ」があったときは、隠ぺいや虚偽の説明はせず、生徒の心のケアと学校生活に支障のないように努め、再発防止の諸策を行います。

2. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法（第2条）」より

3. いじめの態様

いじめは「暴力を伴ういじめ」と「暴力を伴わないいじめ」に分けて考えることが、いじめの解決には有効であるといわれています。

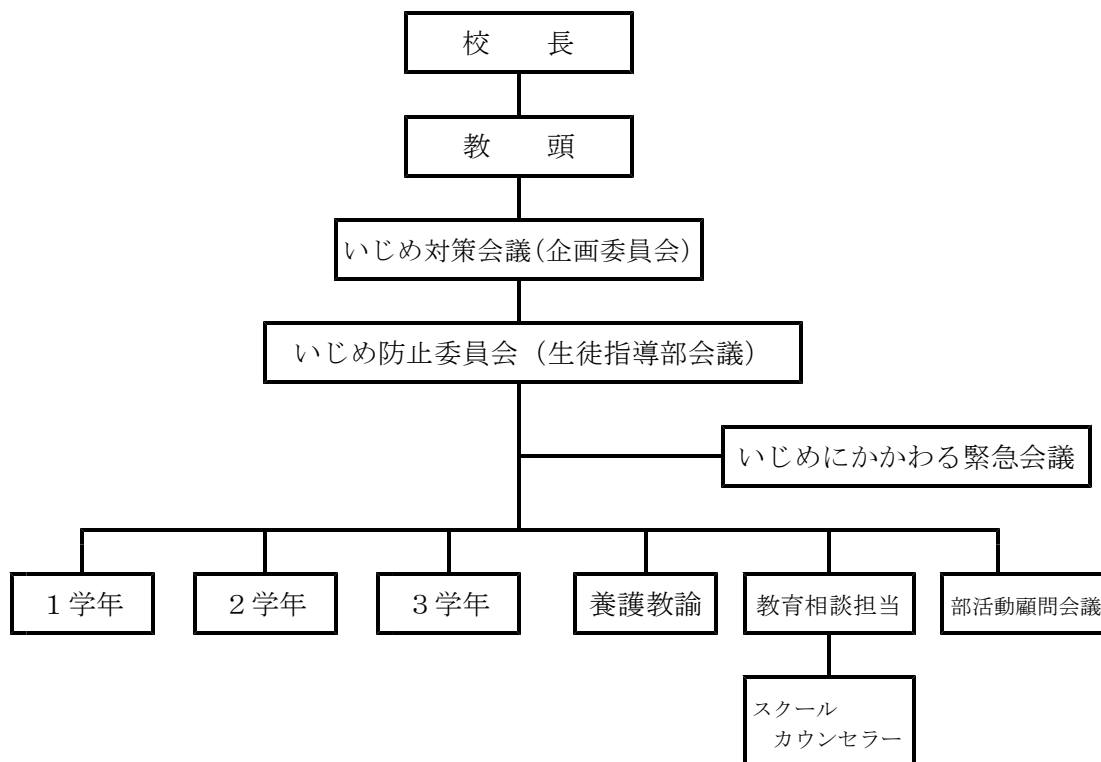
「暴力を伴ういじめ」は「目に見えやすい」ものが多く、学校が把握していながら毅然とした対応がなされなかった、適切な対策がなされなかったことが問題になります。

「暴力を伴わないいじめ」は「目に見えにくい」ため、見過ごされやすくなる場合があります。よくあるトラブルがこじれて、深刻ないじめに発展する場合や最初に被害を受けた生徒がやり返したりする場合があります。見えにくい上に、その場だけで、その事象のみを指導しても解決しないことが多くあります。

具体的には以下のようなことが挙げられます。

- ・無視や仲間外れのような、心理的なもの
 - ・暴力（強く殴る、蹴る行為はもちろん、ふざけるふりをして軽く叩いたり、こづいたりする行為を含む）
 - ・悪口（からかい、冷やかし、脅しなど、いやなことを言われるもの）
 - ・強要（危険なことや、恥ずかしいことなどを、無理にさせられるもの）
 - ・金品の要求等（お金や物を取られる、あるいは隠される、壊される行為）
 - ・ネットによるいじめ（携帯電話やパソコン、メール、最近では『LINE』、『Twitter』などを使い、悪口を書かれたり、画像や個人情報を無断で掲載されるもの）
- *一見、けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害に遭っている場合もあると考えられる。背景にある事情を丁寧に聞き取り、生徒の感じる被害性に着目しながら、いじめに該当するか否かを判断し、指導に当たります。

4. 学校いじめ対策の組織



① いじめ対策会議（基本的に企画会議の中で実施）

○メンバー

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、教育相談担当、（養護教諭）、特別支援コーディネーター

- ・月に1回程度開催
- ・学校いじめ基本方針の策定の中心組織。
- ・具体的な年間計画等の作成、見直し。
- ・いじめの相談、通報窓口の設置
- ・学校はいじめ防止等の取り組みが計画的に進んでいるかのチェック。
- ・いじめがあることが確認された場合、指導方針の検討

② いじめ防止委員会（基本的に生徒指導部会議の中で実施）

○メンバー

校長、教頭、生徒指導主事、学年生徒指導担当教員、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールアドバイザー（ケースによる）

- ・1週間に1回開催する。（毎週金曜日を原則とする）
- ・各学年への連絡・連携（毎週木曜日または金曜日はいじめの有無を速やかに確認）
- ・いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録
- ・来週の重点事項、来週の生徒指導目標（学年ごと）の確認等
- ・いじめ相談窓口としての役割

③ いじめに関わる情報があったときの緊急会議

○メンバー

校長、教頭、生徒指導主事、学年生徒指導担当教員、養護教諭、関係学年主任、担任、関係部活動顧問等

スクールカウンセラー、SA、SSW（ケースによる）

- ・いじめ情報があった場合に招集する。
- ・情報の収集と記録。
- ・具体的な対応策と情報の共有

5. いじめを起こさせないための未然防止策

いじめの未然防止で一番重要なことは、きめ細かな指導と支援です。学校職員が丸となって、すべての子どもたちの長所を発見しながら、存在感が発揮できる教育活動を実践していきます。また、生徒に対する教師の受容的、共感的な態度により、

子ども一人ひとりのよさが発揮され、互いを認め合う関係づくりを行います。

教師の姿勢としては、暴力や暴言を排除し、容認しない。また、差別的な発言や生徒を傷つける発言、体罰がいじめを助長することにもつながることについての認識を持ち、温かい人間関係づくりに心がけていきます。

(1) 授業について

○それぞれの授業に於いて、生徒指導の機能を生かし、生徒一人ひとりが成就感を味わえるよう、“わかる授業”の実践を目指します。

- ① 生徒に自己決定の場を与えること
- ② 生徒に自己存在感を与えること
- ③ 共感的人間関係を育成すること

(2) 道徳教育の充実

○いじめを題材として取り上げることが指導計画に位置づけ、いじめを許さない心情を深める授業を工夫するとともに、人権意識の高揚を図ります。

○思いやりや生命、人権を大切にすることを指導の充実に努めます。

○「ありがとう」「ごめんなさい」の一言を大事にします。

○「あなたならどうする」を真正面から問う、考え、議論する道徳の授業を積極的に行うことで、道徳心を醸成します。

○ポートフォリオ、キャリアパスポートも効果的に活用し、道徳教育の充実に図ります。

(3) 人権教育の充実

○「自分の大切さとともに他人の大切さを認めること」ができるようになるために、学級をはじめ学校生活全体の中で自らの大切さや他人の大切さが認められていることを、生徒自身が実感できるような環境を目指します。

- ①他の人の立場に立ってその人に必要なことやその人の考えや気持ちなどがわかるような想像力、共感的に理解する力。
- ②考えや気持ちを適切かつ豊かに表現し、伝えあい、わかり合うためのコミュニケーション能力やそのための技能。
- ③自分の要求を一方向的に主張するのではなく、他の人との人間関係を調整する能力および、自他の要求を共に満たせる解決策を見出し実現させる能力。

(4) 体験学習の充実

○達成感や感動、人間関係を深められる体験活動を企画し、実施します。

・全学年・・・①「スポーツ大会（体育祭）」を通して、大きな行事を自分たちの力で運営することを経験して、達成感や充実感、感動、人間関係を深める。

②「合唱コンクール」を通して、学級内の協力性を高める。

- ・ 1年生・・・①校外学習を通じて、班行動や学級単位の活動の親睦を深め、人間関係を広げる。
②「佐倉学」で、班活動における協力や責任について考えさせる。
- ・ 2年生・・・①職業人に聴く（職業体験学習）では、働くことの意義や実際の社会現場における実態や苦悩、達成感や充実感などを理解し、考えさせる。
②校外学習（自然教室）を通して、自然に対する畏敬の念や集団活動での達成感を体感させ、自己理解、他者理解を深める。
- ・ 3年生・・・①修学旅行を通して、学年全体での親睦を深め、学級の親睦をさらに深める。また、集団行動（班行動）により、協力性や他者理解を高める。
②地域貢献活動では、奉仕活動を行い、自分たちが地域において果たせる役割について理解するとともに、その役割を果たすことによって身近な地域に貢献したという達成感や充実感を体感させる。
- ・ 部活動・・・過度の競争意識、勝利至上主義等が生徒のストレスを高めたり、いじめに繋がったりしないように留意する。

(5) 相談体制の整備

- 教育相談により、生徒の悩みや変化に早く気づく体制を整えます。
- ・定期的な教育相談を、年間3回行います。（5月、10月、1月）
- ・生徒が希望したときには、いつでも面談ができる体制を整えます。
- ・教育相談箱を設置し、相談機会を増やします。
- ・教育相談窓口（SC、各学年相談担当職員）を設置していることを生徒に知らせます。
- ・自分以外のいじめに関する相談や通報も行うように働きかけます。
- ・学校以外の相談機関の紹介（下記）
- ①子どもの人権110番 0120-007-110
- ②24時間子供SOSダイヤル 0120-0-78310

(6) 定期的なアンケートの実施

- いじめアンケートに学校全体で取り組みます。
- ・いじめに関するアンケートを、年間3回行います。（5月、10月、1月）
また、適宜アンケートを実施します。
- ・結果の集計や分析は学年職員を中心に行い、その結果を生徒指導部会議に報告し、全職員で対応していきます。

(7) 生徒会を中心とした取り組み

○生徒会活動により、いじめ防止を訴え、解決を図れるような、自治的な活動に取り組みます。

- ・佐倉東中生徒会『さしみ』宣言(いじめをさせない、しない、みのがさない)
1,2月の人権週間に合わせて「人権生徒集会」を開き、人権をテーマに講演会を開いたり、全校で人権標語の作成に取り組みます、また、生徒総会では『さしみ』宣言に全校生徒が署名します。

(8) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

○情報機器の持つ危険性や、それによって起こるさまざまな問題を知って、問題の解決にあたります。

- ・保護者にも協力してもらい、互いに連携しながら指導にあたります。
- ・外部から講師を招き、情報モラル教室の実施を行います。(5月)
- ・特別活動と技術科・家庭科などで情報教育を行います。(適宜)
- ・悪質な内容を含む場合は、被害者及び保護者と相談の上、警察に相談します。

(9) 保護者への啓発活動

○年度当初より、いじめ問題に対する学校の認識や、対応方針を周知し、協力と情報提供の依頼を行います。

- ・「学校だより」や「学年だより」を通しての啓発活動を行います。
- ・保護者会や教育ミニ集会等を通しての啓発活動を行います。
- ・家庭教育学級を通しての啓発活動を行います。

6. いじめを発見したときの早期対応策

いじめ問題解消のためには、いじめを早期に発見することが重要です。全ての大人が連携し、生徒のささいな変化に気付くことが、早期発見につながります。いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく、判断しにくい形で行われることが多くあります。ささいな兆候であっても、早い段階からの確に関わりを持ち、積極的にいじめを認知することが必要です。

いじめがあることが確認された場合、直ちに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、組織的に対応していきます。

(1) 事実の確認

○いじめの情報に敏感に対応します。

- ・日頃から、生徒の行動を注意深く見守ります。(生活ノートの活用)
- ・生徒や保護者からの情報を大切にします。

- ・他の教職員からの情報を共有しあいます。

○事実の確認を正確に行います。

- ・いじめの情報を確認したら、緊急会議を中心に、複数の職員で組織的に対応します。
- ・当該生徒、関わりのある生徒、全ての教職員から情報提供を得て、事実関係を把握します。
- ・具体的な情報を、詳しく整理して記録します（時系列、生徒別等）。
- ・確認したことをもとに、聞き取りを丁寧に行い、事実を確定します。

○指導方針を決定します。

- ・いじめの状況、生徒の状況と関係、家庭の状況等を考慮し、いじめ対策会議で指導方針を迅速に検討します。
- ・教職員が情報を共有し、今後の指導の進め方について共通の認識をもって指導にあたります。

(2) いじめを受けた生徒、保護者への支援

○事実関係を確実に伝えます。

- ・事実確認で把握した状況を、ていねいに説明します。
- ・学校の指導方針（過程）を説明し、協力を依頼します。
- ・状況に応じてスクールカウンセラーなどを活用して指導にあたります。

○いかなる理由があっても、いじめられた子どもを守り通す姿勢で問題の解決にあたります。

- ・「いじめを絶対に許さない」「解決まで最善を尽くす」という姿勢をはっきり示し、できる限り不安を除去します。
- ・複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保します。
- ・いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくりまします。
- ・被害生徒へは、職員だけでなくスクールカウンセラーなどを活用し、心のケアを行い、安心して登校できる体制を作ります。

(3) いじめを行った生徒への指導

○行った行為については、毅然とした指導をします。

- ・行った行為を振り返らせ、いじめの問題点を理解させます。
- ・いじめは人格を傷つけ、生命、身体を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させます。
- ・生徒間、保護者間で謝罪の場をもち、相互に気持ちを伝え、理解し、今後の良い人間関係の構築につながる支援をします。

- ・自分を省みなかったり、繰り返し行う場合などは、出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をします。
- ・必要に応じて、いじめた生徒を別室において指導することも考慮します。

○いじめを行った背景については、じっくりと話を聞き、今後の行動について考えさせます。

- ・状況に応じて、スクールカウンセラーなど、専門的な助言を活用して指導にあたります。
- ・被害生徒の辛さに気づかせ、自分が加害者であることの自覚を持たせます。
- ・被害者の気持ちを最大限に考慮しながら、指導・支援を進めます。
- ・いじめに至った心情や、グループ内での立場などを振り返らせながら、今後の行動の仕方について考えさせます。

(4) いじめを行った生徒の保護者への助言

○問題解決に向けて、協力をお願いします。

- ・事実関係の確認後、迅速に保護者に連絡します。
- ・加害生徒と同席で、事実関係の確認を行います。
- ・事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を行います。

○よい面を伸ばし、自己肯定感がもてるように支援していきます。

- ・いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮します。
- ・自分の課題とすべき点について反省するとともに、よい点にも目を向けさせ、それを認め、伸ばすための支援を行います。

○自分の問題に向き合えない場合には、毅然とした態度で接します。

- ・必要に応じて、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をとることを伝えます。

(5) 継続的な見守り、指導、助言活動

○表面的な変化から解決したと決めつけず、3ヶ月をめぐりに、支援、見守りを継続します。

- ・保護者と継続的に連絡を取り合い、変容に対する情報を伝え、継続的に支援します。(被害者、加害者とも)
- ・被害生徒には、教員が適時声をかけて、小さな変化を見逃さない配慮を継続します。
- ・いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や周囲で暗黙の了解を与えている「傍観者」への指導を行います。

(6) いじめが犯罪行為に当たる場合の対応

○躊躇せず、関係機関に相談し、連携のもとで指導にあたります。

- ・生徒の生命・身体の安全が現に脅かされているような重大事案及びこれに発展するおそれが高いと判断した場合は、直ちに警察に通報します。
- ・保護者との連携を図りながら、指導を行っているにもかかわらず、いじめが止まらない場合は、その状況に応じて関係機関に連絡します。

7. 重大事態への対処

重大事態とは、「生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑い」があることです。

〈いじめ防止対策推進法〉

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

法的には

第二十八条

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生を防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

○生徒が自殺を企図した場合

○身体に重大な被害を負った場合

○金品等に重大な被害を被った場合

○精神性の疾患を発症した場合

○いじめにより生徒が相当期間欠席する場合を想定しています。

具体的には

(1) 事実関係を明確にするための調査

- ・調査は「いじめに関わる情報があったときの緊急会議」のメンバーで組織的に行います。
- ・重大事態が発生した場合（生徒や保護者から申し立てがあった場合も含む）には、直ちに教育委員会を通じて、当該地方公共団体の長に報告します。

報告例) 発見者→担任→学年主任→生徒指導主任→教頭→校長→指導課→教育長→市長

- ・報告後、改めて①認知に係わる報告書②調査結果に係わる報告書③事案による事故報告書の文書による報告を行います。
- ・重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り明確にします。（客観的な事実関係を速やかに調

査します。)

- ・調査は、警察や関係機関等へ連絡や協力して行っていく。
- ・いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とします。

(2) 調査に関わるいじめを受けた生徒・保護者への必要な情報の提供

- ・調査の結果については、丁寧に説明します。
- ・事実関係の隠ぺいや虚偽の説明は行いません。

8. 年間計画

	学校行事	いじめ問題に関する年間計画
4月	<ul style="list-style-type: none">・入学式・情報モラル教室・SOSの出し方教育・教育相談	<ul style="list-style-type: none">・学校間、学年間の情報交換・いじめに関わる共通理解（職員研修）・保護者への「いじめ対策についての説明」・スマホによるいじめについての指導・教育相談に向けた指導・定期教育相談（アンケート含む）
5月	<ul style="list-style-type: none">・教育相談・3年生修学旅行・1年生校外学習	<ul style="list-style-type: none">・大型連休明けの人間関係の実態把握と必要な指導・3年生修学旅行での人間関係づくり・1年生校外学習での人間関係づくり
6月	<ul style="list-style-type: none">・2年生校外学習・定期テスト	<ul style="list-style-type: none">・2年生校外学習での人間関係づくり・話し合い活動（各学級）
7月	<ul style="list-style-type: none">・3年生三者面談・1, 2年生二者面談・総合体育大会	<ul style="list-style-type: none">・定期的なアンケートの実施・いじめ対策会議の実施（状況の確認）
8月		<ul style="list-style-type: none">・職員研修会・主に部活動内の人間関係を深める
9月	<ul style="list-style-type: none">・体育祭・新人大会・定期テスト	<ul style="list-style-type: none">・スポーツ大会への取り組みを通しての人間関係づくり・夏休み明けの人間関係の実態把握と必要な指導
10月	<ul style="list-style-type: none">・生徒会役員選挙・教育相談・合唱コンクール	<ul style="list-style-type: none">・定期教育相談（アンケート含む）・合唱コンクールへの取り組みを通して、人間関係づくり

11月	・定期テスト	・特別活動での情報教育
12月	・人権生徒集会	・生徒会の運営による人権について考える集会 ・定期的なアンケートの実施 ・いじめ対策会議の実施（進行状況の確認）
1月	・教育相談	・冬休み明けの人間関係の実態把握と必要な指導 ・定期教育相談（アンケート含む）
2月	・定期テスト ・予餞会準備	・予餞会にむけて、各学年の協力性及び各自の責任感を向上させる
3月	・予餞会 ・卒業式	・卒業期の行事を通して、心の成長をはかる ・定期的なアンケートの実施 ・調査を受けていじめ対策会議の実施（分析・評価） ・進級する学年の引き継ぎ情報の整理、作成

9. その他

- ・このいじめ防止基本方針を学校のホームページに掲載し、誰でも閲覧可能にします。
- ・年度末にいじめ問題の取り組みについての評価を行います。
- ・この基本方針は、年度の反省を生かし、見直し改善していくこととします。